

# 横浜市立大学大学院博士前期課程学生又は修士学生の 博士後期課程又は博士課程の授業科目の履修に関する規程

制 定 令和2年10月1日規程第50号

## (目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学（以下、「本学」という。）大学院都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科（以下、「各研究科」という。）の博士前期課程又は修士課程の学生が、各研究科の博士後期課程又は博士課程の授業科目を履修すること（以下、「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (早期履修の目的)

第2条 早期履修は、本学大学院の博士後期課程又は博士課程に進学を志望する学生のうち学業成績優秀な博士前期課程又は修士課程の学生に対して、当該本学大学院博士後期課程又は博士課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、早期修了につなげることを目的とする。

## (履修資格)

第3条 早期履修できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 早期履修時に博士前期課程又は修士課程の修了予定年次に在籍する者
- (2) 各研究科の博士後期課程又は博士課程に進学を志望する者
- (3) 学業成績優秀な者

## (早期履修の対象となる授業科目)

第4条 各研究科は、各年度の始めの1か月前までに早期履修の対象となる授業科目を指定する。

## (申請手続)

第5条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの本学が定める履修登録期間中に博士後期課程又は博士課程の授業科目早期履修申請書（以下、「早期履修申請書」という。）により、指導教員に申請するものとする。

## (指導教員の推薦)

第6条 指導教員は、早期履修することが教育上有益と認めるときは、早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する各研究科の長に推薦するものとする。

## (履修の可否の決定)

第7条 各研究科の長は、前条の推薦に基づき、審査のうえ当該研究科の授業科目の履修の可否を決定するものとし、指導教員を通じて本人に通知するものとする。

## (履修科目の上限)

第8条 履修科目として申請することができる単位数は、各研究科において別に定める。

## (単位の授与)

第9条 早期履修者が履修した授業科目の単位の授与については、本学大学院各研究科通則第8条の規定を適用する。

（単位の取扱い）

第10条 早期履修者が修得した単位については、各研究科の自由科目単位として認定することができるものとする。ただし、修了単位には含めることができない。

2 早期履修者が修得し、各研究科で認定された単位については、早期履修者が博士前期課程又は修士課程を修了後、本学各研究科の博士後期課程又は博士課程に入学した場合に限り、単位認定の上、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

#### 附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。